平成２３年（フ）第１８号
兵庫県西脇市西脇256番地
債務者　高瀬　正博
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　破産債権の届出期間　平成23年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後３時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第２９号
兵庫県加東市上三草115番地80　サンコーポラス三草１―205号
債務者　服部　結花
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　元秀
4　破産債権の届出期間　平成23年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第１８１号
兵庫県姫路市山野井町137番地３
債務者　今村　若葉
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　享三
4　破産債権の届出期間　平成23年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月18日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７号
北海道旭川市西神楽１線29号509番地の１
債務者　柏倉　　悦
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹本　康志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月６日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９９号
北海道旭川市南６条通22丁目1975番地の213
債務者　清水　春茂
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　万字　　達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月６日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３号
秋田県横手市大森町十日町字南十日町12番地１
債務者　高橋　裕樹
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１４２号
静岡県熱海市下多賀1714番地の45
債務者　山本　龍雄
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
函館市鍛治２丁目４番８―303号
債務者　山崎　智美
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１７９号
函館市富岡町３丁目28番25号
債務者　工藤　章子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５９号
山形県東根市中央３丁目３番25―114号コーポロイヤル104
債務者　小川　正則
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６０号
山形県東根市中央３丁目３番25―114号コーポロイヤル104
債務者　小川きく江
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７号
岩手県北上市口内町飛85番地、前住所岩手県北上市村崎野14地割49番地７　市営高屋沢住宅１―301号
債務者　濱田由美子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第６４５２号
大阪府枚方市北中振１丁目２番８号
債務者　松本ひとみ
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４３７号
大阪府豊中市新千里北町３丁目３番Ｂ46―106号
債務者　西　　弘美
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５５６号
大阪府高槻市川西町３丁目５番３号
債務者　加山　明美
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部